

第三号議案 (法第 28 条第 1 項)

2017 年度 特定非営利活動に係る事業計画書

< 第 14 期 >

(2017 年 4 月 1 日～2018 年 3 月 31 日)

特定非営利活動法人 ネモチば不登校・ひきこもりネットワーク

1 事業の実施に関する事項

事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者の 予定範囲及び 人数	支出見 込み額 (千円)
①千葉の不登校・ひきこもりの子ども・若者へのサポート事業	(1)子ども・若者交流会 不登校・ひきこもりの当事者たちを中心とした交流事業	毎週月、木、金、土曜日	ネモネット事務所など	3名	習志野近郊の不登校・ひきこもり本人など20名	6000
	(2)地域の子ども・若者交流会 不登校・ひきこもりの当事者を含めた幅広いジャンルの子どもと若者の交流会	年3回	ネモネット事務所	3名	千葉県近郊のネモネットに興味のある者20名	10
②千葉の不登校・ひきこもりの家族・保護者へのサポート事業	(3)親サロン 不登校・ひきこもりの家族を持つ保護者同士の相談等	年11回	ネモネット事務所等	11名	主に千葉県内の不登校、ひきこもりの家族など100名	40
	(4)個人相談 県内の不登校・ひきこもりの当事者及び保護者の個別相談事業	不定期 (要望に応じて)	ネモネット事務所	2名	主に千葉県内不登校、ひきこもりの当事者とその家族10名	20
	(5)電話相談 県内の不登校・ひきこもりの当事者及び保護者の電話相談事業	毎週 1回	ネモネット事務所	4名	主に千葉県内不登校、ひきこもりの当事者とその家族50名	48

	(6)講演会	年 2 回	千葉県内	11 名	千葉県内不登校、ひきこもりの経験者とその家族 80 名	100
③千葉の不登校・ひきこもり当事者によるささえあい事業	(7)ひきこもりサロン ひきこもりの当事者同士の相談事業	年 11 回	ネモネット事務所	3 名	主に千葉県内のひきこもりの当事者など 40 名	5
④親の会・フリースペース等のネットワークづくり事業	(8)全県交流合宿 県内の不登校・ひきこもりの当事者及び保護者の体験活動と交流事業	今年度は予定なし	今年度は予定なし		今年度は予定なし	
	(9)県内の親の会との交流事業	年 2 回	全国	7 名	ネモネット会員団体、連携団体及び千葉県内及び全国の親の会の世話人 20 名	5
	(10)ユースフェスタ	年 1 回	千葉県内	10 名	主に千葉県内不登校、ひきこもりの経験者とその家族 50 名	80
	(11)研修	年 6 回	関東近辺	1 名	フリースクール・ネモスタッフ、親の会スタッフ 8 名	110
⑤千葉の不登校・ひきこもりに関する政策提言社会参画の推進事業	(12) 親の会等立ち上げ支援事業	年 6 回	千葉県内	5 名	千葉県内の親の会等立ち上げを計画する親、支援者 70 名	100
⑥本事業に関わるすべての不登校・ひきこもりの広報	(13)ネモ通信会報の発行	年 6 回	ネモネット事務所	4 名	主に千葉県内の不登校、ひきこもりの家族など 900 名	100

普及啓発事業	(14)web サイト、インターネット上での情報発信事業	随時	インターネット上	3人	全国 50,000人	500
	(15)パンフレット作成	1回	ネモネット事務所	3人	主に千葉県内の不登校、ひきこもりの家族など1,000名	200